

「日向市空家等管理事業者紹介制度」は、空等家の適切な管理を促進し、良好な住環境の保全を図るため、空家等の管理サービスを提供する事業者を募集、登録し、空家等の所有者等へ紹介する制度です。

事業者を「空家等管理事業者登録名簿」に登録し、市のホームページへの掲載や相談のあった所有者等へ紹介します。

管理業務の内容、料金については、空家等管理事業者と所有者等の両者で決定し、管理業務を実施していただきます。

空家等の管理状態を把握するため、登録事業者は、管理業務を行った空家等の所在地、業務内容及び年間契約件数を市へ報告していただきます。

また、登録事業者が、管理業務において、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある状態を確認したときも、速やかに市へ連絡し、所有者等とともに三者連携して対応を図ります。

